

南山大学法科大学院法友会会則

(名称・目的)

第1条 本会は南山大学法科大学院法友会（略称、南山法友会）と称し、会員相互の交流を深め、親睦を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 本会は、南山大学法科大学院に在籍していた者または修了者であつて、法曹等の法律資格職に就いているものを会員とする。

2. 南山学園（南山大学、南山大学大学院、南山短期大学、名古屋聖霊短期大学、南山高校、南山中学校等）に在籍していた者または卒業生であつて、法曹等の法律資格職に就いているもの、および南山大学法学部・法科大学院の専任教員等は、本会の会員となることができる。

(会 費)

第3条 本会に入会を希望する者は、会費を納入しなければならない。

2. 会費は終身会費2,000円とする。

(行事)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて、適宜、懇親会等の行事を実施する。

(会員総会)

第5条 本会は、毎年1回、適当な時期に会員総会を開き、会務および会計の報告を行う。

(役 員)

第6条 本会に、会長、顧問、幹事、監事をおく。

2. 会長は、本会を代表するものとし、南山大学法科大学院・法務研究科長がこれにあたる。

3. 顧問は、本会の運営につき、助言を与えるものとし、会長が、会員総会の承認を経て、これを委嘱する。

4. 幹事は、本会の運営に関する事項を所管する。幹事のうち1名を常任幹事とし、南山大学法科大学院・専攻主任がこれにあたる。常任幹事以外の幹事は、会員総会において会員のなかから選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5. 監事は、本会の会計に関する事項を所管するものとし、南山大学法学部長がこれにあたる。

(付 則)

本会則は、2010年4月1日から施行する。